平成27年度 あさぎり町議会第2回会議会議録(第4号)							
招集年月日	平成27年6月9日						
招集の場所	あさぎり町議会議場						
開閉会日時及び宣告	開議	平成27年6月11日	午前10時00分	議長	橋爪和	1 彦	
	散会	平成27年6月11日	午後 0時00分	議長	橋 爪 和 彦		
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 出 席 16名 欠 席 0名 〇 出席 △ 欠席 × 不 応 招	議席号	氏 名		第 氏	名	出欠等の 別	
	1	加賀山 瑞津子	O 9	永	井 英 治	0	
	2	橋 本 誠	0 10	皆	越 てる子	\circ	
	3	久 保 尚 人	0 11	小見	L田 和行	0	
	4	小 出 高 明	0 12	奥	田公人	0	
	5	森 岡 勉	0 13	田	原 健 一	0	
	6	徳 永 正 道	0 14	溝	口峰男	0	
	7	豊 永 喜 一	0 15	久保	R田 久男	\circ	
	8	山 口 和 幸	0 16	橋	爪 和 彦	0	
議事録署名議員	6番 徳永	永 正道 7番	豊永喜一				
出席した議会書記 事務局長 坂本 健一郎 事務局書記 林 敬 一							
	職名	3 氏 名	出欠等 の 別	名氏	名	出欠等 の 別	
地方自治法第121 条により説明のため出席した者の職氏名 出席 〇 欠席 ×	町 長	愛 甲 一 典	〇 教育	· 長 中	村 富 人	0	
	副町長	小 松 英 一	〇 教育	課長 甲	斐 龍 馬	0	
	総務課長	小 谷 節 雄	会管理	計上	渕 幸 一	0	
	企画財政課 長		○ 福祉	課長 小	見田文男	0	
	町民課長	宮 原 恵 美 子	○ 商工行 課	観光 恒	松倉基	0	
	税務課長	豊 永 憲 二	(保健 ¹ 課	環境 岡	部 和 平	0	
	農林振興課 長		○ 建設計	課長 石	塚 保 典	0	
	農業委員会事務局長		○ 上下 課	水道深	水光伸	0	
議事日程	義 事 日 程 別紙のとおり						
会議に付した事件 別紙のとおり							

日程第 1 一般質問(3人)

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問(3人)

午前10時00分 開議

- **●議会事務局長(坂本 健一郎君)** 起立、礼、着席。
- ◎議長(橋爪 和彦君) ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。ここで1番加賀山議員から、きのうの一般質問中において、字句の訂正の申し出がありますので、これを認めます。
- ◎議長(橋爪 和彦君) 1番、加賀山議員。
- ○議員(1番 加賀山 瑞津子さん) おはようございます。自席から失礼いたします。字句の訂正をお願いいたします。昨日の私の一般質問の際に、シティープロモーション、都市や地域の売り込みの説明の際に、その用語は社会心理学からのキーワードと申しましたが、予言の自己成就に関連する言葉でしたので、訂正をいたします。以上です。
- ◎議長(橋爪 和彦君) はい、いいですね。それでは日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。
- ◎議長(橋爪 和彦君) 11番、小見田和行議員。
- ○議員(11番 小見田 和行君) はい、おはようございます。かなり質問項目を設けまして、前段で時間 を使い果たしておりますので、あとは簡潔にまいりたいと思いますので、答弁の程よろしくお願いいたしま す。では3番目の質問としまして、農業支援センターの今後の展開についてということで伺いたいと思いま すけど、このことにつきましては12月の質問においても、まったく同じようなことで質問をしております。 これは何を意味しているかと言うと、やっぱり支援センターに非常に期待をしています反面、その後の成り 行きに心配もしているからでございます。今回はですね、今の農業支援センターが多面的機能支払い中山間 等の統合によりまして、事務受託を大幅にすることになりまして、事務量がかなりふえてまいります。各組 織を運営する農業者にとっては非常にその負担軽減につながっておりまして、支援センターの活動を大いに 評価している1人でもございます。しかし、支援センターの設立の本来の目的はということに振り返ります と、やはりその設置目的にもございますように、高齢化、また担い手の不足ということを大前提としてそれ をどういうふうに農業振興につながる一つの支援をしていくかということで設立がなされているものと思い ます。法人化をですね、28年の初頭に目指すということで今準備をされているものと思いますが、我々は その法人化にする期待としましては、農地を取得したり借りたりすることができるし、それをもって集落営 農等の支援に大いに貢献するものということを期待しているわけでございますが、法人化する場合は、意義 と目的は明確に持って法人化をつくるべきと思いますけど、今、現にですね、よくたまたま聞きますのが、 事務委託する事務委託費を今の状況では収入できないから、法人化をしますというようなことをたびたび聞 いているわけでございまして、果たしてそういうので法人化って、その意義と目的に合うのかなと、将来、 それをどう考えるのかということで、考え方を1度問いたいと思いましてこの質問いたします。お願いしま す。

◎議長(橋爪 和彦君) 町長。

●町長(愛甲 一典君) はい。一般質問3日目となりますけど、今日もよろしくお願いいたします。質疑に お答えする前に、今日、私球磨川の近くですから、球磨川を必ずこういうときは見てきます。今んところで すね、それほど水かさは増えていないということでありますけど、これからまだまだ予断を許しませんので、 災害防止に向けてもですね、注意深く取り組んでいきたいと思っているところでございます。ただいまの農 業支援センターのその目標とするものということですよね。やっぱり非常に大事なことだと私も思っており ます。で、農業支援センターが、期待されるもの、こういったことで、この議会ともいろんな質疑を受けた からこの農業支援センターを立ち上げたという経緯がありますよね。そういう中で今言われましたように、 一つは法人化をしようということ、これはこれでいいと思いますね。法人化そのものはいろんな活動が範囲 が広がる、ということもありますので、これに向けて行うということではあります。ただ問題は、法人化す るということは、町からの一定の支援はもちろん必要であるかもしれませんが、自立して、その法人として、 運営できることもこれ一つありますよね。そういうことです。ですから、やはり期待要望いただいてるさま ざまな取り組みがありますけれども、やっぱりその、法人化するにあたっては、基本的に自立のめどを立て ながらいくということで、まずは、今ありました今後はそのいろんな事務処理の代行することによってです ね、その手続をさせたことによって、一つは自立の道のめどを立てていこうということがその根底にあると いうふうに思っております。まあしかしそうは言っても、その自立が目的ではないですよね。今度逆に、一 方から見れば、期待されるものの、この役割は何かというところに来ると思いますので、そこは幾つかのも のを持っておりますが、まずは少しその辺の状況について、現在の状況についてですね、担当課から少しだ け状況説明した上で、議論をちょっと進めさせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

◎議長(橋爪 和彦君) 農林振興課長。

●農林振興課長(片山 守君) はい、私のほうからは、5月1日に農業支援センターの運営委員会を開催し ておりますので、ここで、27年度の農業支援センターの事業内容という部分を論議していただいておりま す。その部分について説明をしたいと思います。まず、先ほど言われましたように、センター自体の法人化 について検討していきますということですが、これにつきましては、先ほど言われましたとおり、多面的の 広域協定の運営委員会の事務を受託するということで、それを法人化の目的とするのが最初でございます。 次に、農業ヘルパー制度も検討をしたいと思っております。主に肉用牛ヘルパーについて検討しておりまし て、登録制でセンターからあっせんするという方式を考えているところでございます。それから3番目に、 耕作放棄地対策としてその実態を把握するために、農業委員会と連携して耕作放棄地復旧可能地の図面等を 作成して、センターでの農業機械や作業受託を検討していくということで、これについてはまだ検討の域を 出ないと思われますが、地域の話し合いなどのですね、座談会へ出向いて、いろいろな意見を聞いてみたい と思ってるところでございます。4番目が、多面的機能支払い事業が一つにまとまったあさぎり町の広域協 定運営委員会の事務を受託するということが4番目でございます。5番目としましては、昨年とりましたア ンケートによりますと、畦草をかるという部分が1番大変だということで、あぜ草払いの省力化のためにセ ンチピードグラスという芝生でございますけれども、これの実証圃にて栽培試験を実施する予定でございま して、現在役場本庁舎の土手に植えつけのための準備をしているところでございます。それと平成26年度 事業の相談窓口開設や、ホームページの充実を継続していくということを27年度で行っていきたいと思っ ているところでございます。先ほど言われました法人化につきましては、従前から農地の取得や、集落営農 法人化へのお手伝いが目的じゃないかという部分がありますが、本年度につきましては、先ほど町長が言い ましたとおり、事務受託のための法人化っていうのをまず目指すというところで、少しずつ身の丈にあった ものから進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

- ◎議長(橋爪 和彦君) はい、11番、小見田議員。
- ○議員(11番 小見田 和行君) はい、先般大津ネットワークに研修にやらせていただいたときにですね、その代表の方が盛んにおっしゃるのが、理念が大事だということであり、組織は理念ということできのうもありましたけど、その理念は農村コミュニティーを守るということなんですね、収入が第一義ではないということを言っておられまして、これにも書いてございますが、法人を登録するにおいても、目的等を今後展開するであろう業種種目について登録をしなければなりませんけど、それはどのように今後登記のうえにおいてはなされていくおつもりか、ただ多面的機能の事務委託のためとおっしゃりますけど、登記をする際はいろいろと、甚だしく言えば観光だったり、いろんなことまで書き込まないと登記できませんので、登記を何回もすることないと思いますから、今回は将来を見据えた登記が必要と思いますけど、その辺のところについては考えは巡らしておられますか。

◎議長(橋爪 和彦君) 農林振興課長。

- ●農林振興課長(片山 守君) はい、法人化の目的ということでいろいろな部分があります。現在、支援センターのほうですね、調査中ということでございまして、まだそこまでどういった形で登記をするかとか、そういった部分については検討中ということでお答えさせていただきたいと思います。
- ◎議長(橋爪 和彦君) 11番、小見田議員。
- ○議員(11番 小見田 和行君) 我々も10数年前にアグリサービスを登記法人化して登記した際にですね、観光まで将来を見据えて登記したような記憶ございますので、今回の場合においてもさっきおっしゃった集落営農の支援だったり、受委託等いろんなことは多分想定ができます、今後10年後。それを見据えた登記をですね、やはり28年に立ち上げるのであれば、この1年に十分それも研究をされて将来的にですね、欠如したものがないような登記をしていただきたいと思っております。では現在自主独立をということでございますが、若干なりとも公的な広域的な使命を負わせるものになろうと思うんですね。支援センターは。その際、一般会計の持ち出しは将来的には、できるだけ軽くしたいという思惑でこういうことになるんですけど、使命に関します広域的な役割について、町はどのように、その支援センターをとらえておられるのか町長に伺いたいと思います。

◎議長(橋爪 和彦君) 町長。

- ●町長(愛甲 一典君) まず、登記するにあたってですね、その設立の理念、しっかりとしておくことだと、これは本当に大事なことだと、やっぱり受けとめさせていただきました。もう少し、検討時間があるようですのでですね、まずここについて、私も検討結果については、フォローさせていただくというふうにしたいと思います。非常に難しいですね、難しいというのは、ここは本当に今言った理念、どこまで何をするかというところ、かなりこの歯止めをかけておかないと、今どの農業のどの形態も厳しいですから、いろんなものがいっぱい要求されてきて、担当者もあれもこれもで、収集つかなくなるおそれを心配してます。失礼ですけど、JAさんの一部の肩代わり的なことも期待されているようにも感じるんですよね。でも、限られたこの人員、枠の中でですね、その最もここは農業のいろんな取り組みの中で、助かるという部分をどれだけ的を絞ってですね、支援していけるかが私はこの農業支援センターの使命であり、役割であると思っています。ですから、期待値は高いんですけど、その中の項目をよく精査して、今までも来てますけど、それをやっぱり私たちが、さっき理念と言われましたけど、こことここを支援しますというところをですね、整理をしてやるべきと思います。いろんな要求きますけど、あれもこれもやったら、逆に空中分解して、立ち止まってしまうということになると思いますので、どれだけ最も期待されるものに絞り込んで、その業務をこなしていけるか、ここがポイントだろうというふうに思っております。
- ◎議長(橋爪 和彦君) 11番、小見田議員。

〇議員(11番 小見田 和行君) はい、非常に今後の国際的なTPPの関係も兼ねて、非常に難しく流動 的でございますんで、私たちが言うのはたやすく、やるには非常に難しいもんがあることは十分理解してい ます。ここ1年にかけましてですね、その法人化に向けては十分な体制をとられて臨まれることを望んでお ります。では、次の質問に入らせていただきます。4番目のですね、公有財産管理運用委員会、これは仮称 でございますが、の設置についてを質問させていただきます。地方自治法においては238条の4において ですね、行政財産は売り払い、または貸すこともできないということで、その用途を変更することと廃止す ることということで法律にありますが、その権限はですね、町にゆだねてあります。今回もいろいろ体育館 の問題庁舎の問題ですね、いろいろ話がございますが、やはり行政財産普通財産に変える際の長の権限がで すね、総務課長と2人でっていうわけでもございませんが、そういうふうな、財産の規則にはそのようにな っているようでございまして、ほかの他の行政の中には、その財産規則、その下の規定とかにですね、やは りその部分の一つに課長に一応尋ねてやるとか、委員会を設けて一応それに関する付議をしてそれをもって 町の判断をするような行政があるのも事実でございます。だからこの合併した特殊な事情としまして、今回 の場合のいろいろその施設だったり、その土地がですね、非常に思いがあったり歴史があったりする中に、 なかなか他地区のもので理解できないものがたまにあることもあると思うんです。だからそういうのを、こ の財産において用途変更廃止する際は、やはりこれちょっといろいろあるなと思ったらそこに一回付議して みて、それを一応調査検討した後に判断をする、判断はもちろん法律にありますとおり長の権限でございま すので、それはもう行っていただいていいんですけど、その前の判断材料として、収集するような一つの機 関といいますか、そういうワンクッションもやはり規則なり要綱なりに加えていただいて、住民とのいろん な感情のもつれとかがないようなですね、そういう、仮称でございますがそういう委員会等をつくって、住 民の意見を聞くようなことができないものかということで質問いたしております。お考えを伺いたいと思い ます。

◎議長(橋爪 和彦君) 町長。

●町長(愛甲 一典君) はい、提案型の話をいただいて、ありがたく受けとめております。あさぎり町の場合は、御指摘のとおりですね、ほかの町村よりも、合併したことから、いろんな町の施設が空いてきてるし、そういったのを再利用をどうするかという課題はこれからも続いていきます。過去も今話にあったように、中学校のいろんな施設を使用・転用を申請をして、許可を受けたりすることもありましたけど、おこなってきました。で、今後今のさまざま最近の状況等踏まえて御提案いただいたものというふうに思います。規約条例化に持っていくかどうかというところまではちょっと難しい、もうちょっと考えてみたいと思いますけれども、少なくともですね、今考えることは、今御指摘いただいたように町内でですね、そういった確認の組織をつくって、特に重要な案件については、この確認していくということはやっぱり必要かなと私も感じております。いろんな場面でですね、なかなかこれもう、民間とかいろんなものと絡んできたときにはですね、スピード感が求められますので、なかなか手広く町内外にまで持っていくと難しい面もあると思いますので、少なくとも今御指摘いただいたように、もちろん今内部の関係の部分で検討はしているんです。現実にしているんですが、それを内部的にもう少しこうルール化してですね、一定のこの段階の手順を踏んだ上で判断するとこれは私は提案の内容を受けとめて、やってみる必要があるんじゃないかと思ってます。

◎議長(橋爪 和彦君) 11番、小見田議員。

○議員(11番 小見田 和行君) 熊本市の財産規則ではですね、組織も大きゅうございますので、ここは その管財課長との協議という項目が必ずあるわけですね。だから、やはり明文化するといいますか、実際今 はもういろいろお話をなさっていると思います。相談しながら、されているものはされているということで ございます。ただ規則にのっていない、文書化されていないというだけで。だから、やはり後のためにも、 やはりこういう一行でもようございますけど、そういうのを今回の反省を踏まえて残していくというのは、 やはり今後に向けて時が過ぎればまた忘れますから、そういうのは大事だと思っておりますので、今後とも 是非前向きの方向でですね、進んでいただくことを期待しております。では、時間がございませんで次に入 らせてもらいます。最後になりまして、所信表明を受けまして、農林業をはじめ地元で職につきたい人への 町独自の支援策についてお伺いしたいと思っております。このことにつきましては、いろいろ選挙中の公約 等にもパンフレットの中にもですね、独自の支援金制度とか、いろんなことをお聞かせ願いましたし、聞き もいたしましたし、見せてもいただきました。やはり、農業者にとりましては、具体的に例えばですよ何百 万という話も聞きましたので、期待はかなりありますが、なかなかこれに関しては公平性の問題がですね、 大変だと思ってます。それは我々もよくわかります。今日お手元に配りました写真、新聞の、たまたまそう いう思った中に、そういうやっている自治体もあることはあります。そこにもそういう問題を抱えながらや っておられるんだろうなということで推測いたしましたけど、今、若者が残れるといいますか、やはり前回 もこの質問してるんですけど、やはりそういう方々が、今本当厳しい中に独自の農業支援、就農支援制度の 国の制度もありますけど、それ以外にやはり外れた方とかいろんな方にですね、やはり都会から帰っている 人が何人もいる中に、何らかのこの町として農業が基幹産業であるということと、若い者が残れるというこ とが町の想いであるならばですね、何らかの気持ちを伝えるような施策をですね、やはりかけ声だけでなく やるべきではないかと思っております。町長もそういう思いがあってああいうことを第一番に掲げられるん だろうと思うんですけど、その難しさと今の現実と、ましてこういうよその自治体のあり方等を考えたとき にですね、どういうことがいいのかということで、今思われることがあったら伺いたいと思います。

◎議長(橋爪 和彦君) 町長。

●町長(愛甲 一典君) はい。先ほどですね、手元に小見田議員から、ほかの自治体の事例をいただいて、 ちょっと読ませていただきました。これに今言われますようにですね、その町独自の給付金を用意して、結 構ここでは定住に向けて、効果があっていますよね。25戸の農家が、就農したと書いてあります。しかも 取り組みは、その対象、いわゆる町が支援する対象は、すいませんいただいた資料私が読んで申し訳ないん ですけど、御夫婦で受け入れてということで、これ書いてありますけど、なるほどなと思って読ませていた だいたところです。私の決意としてはですね、やりたいと思っています。何とかしたい。何とか政策を作っ て打ち出したい。ただ、今言われましたように、私もこの国が行っている就農支援金とかあります。そうい ったこといろいろあります。一方では今度はハウス農家で、やっぱりこのそこも厳しいんだと、だからその ハウス農家のですね、一定のこの支援をしてくれんかとか、いろいろ来てます。そこ中に、どこにスポット をあてて行うかというところですよね。今それをですね、実はもう農振課中心に、いろいろと国の制度ほか の事例も求めながら、今まさに検討を始めております。で何とかですね、ちょっと時間もかけますけど、少 なくとも、今年度中にはその取り組みを整理をして、来年からは一つぐらいですね、具体的な実施に向けて やってみたいと思います。その内容とするものは、この手元にいただいたような資料と同じような考え方、 つまり町外から来ていただいて、頑張ってやってる、それが2,3年後確かに継続する、元気よくやってる ねという、この事例をまずつくれたらいいなと実は思っているんですね。そういう方が町の中で、1組、2 組と出てくると、やっぱり見る目が全然変わってくると思うんですよ。何だと、おれたちは地元におるのに、 福岡から来ている人がここまでやるのかと、そういうその刺激っていいますかね、全体的な気持ちの底上げ、 やる気の底上げに繋ぐことも期待してやるべきと思っているんですよね。是非そういったことを狙った事例 になるような政策を、ぜひとも考えて提案したいと、今そういうふうに思っています。

◎議長(橋爪 和彦君) 11番、小見田議員。

○議員(11番 小見田 和行君) 外部から受け入れてそういう方の新規就農を支えたいということでもご

ざいますが、親元就農に、前も言ったんですけど、何とか都会におられた方が、今帰ってこられる方が点々 とおりますですね。その方々が事業展開される場合に、規模拡大やっぱなさりますけど、その初期投資に、 これも書いておりますけどハウスのいろいろな問題がですね、補助にかからないようなもの、対象外とか、 補助があっても非常に補助率が低くて、上乗せの補助をしてるのが錦と水上と多良木ですかね、実際そうい うのでやっているところもあります。だからそういうのもですね、いろいろ参考にしながら、できるだけ定 着率を上げるといいますか、せっかく帰ってきてまたまたちょっと経営的に成り立たんというのは、初期投 資かなりかかりますんで、離農していくようなことがあればですね、せっかくのめったにないそういうチャ ンスでございますので、これを育成してそこにまたその若手が結婚して子供を生むことをですね、支えてい くのも大事な町の仕事ではないかと常々このごろ思っております。だから今後はそういうことも外部から来 ていただく方も大事なんですけど、もともといた人がですね、ほかの仕事で都会で仕事してて、田舎はいい よなと思って帰ってこられるんでしょう。そこで農業をやってますけど今も、なかなか素人っぽさが抜けな いんですけど一生懸命やってます。それにはやっぱり機械なり施設なりが入ってて、そこの投資が順調にで きる経営体ならいいんでしょうけど、そうでないところはやっぱり頓挫する可能性は十分あるなと我々現場 で見てて心配しておりますので、そういうところもですね、やはり支援センターあたりにそういう支援の要 望もくると思いますけど、そういうところをよく吟味されましてですね、外から入ってこられる方も大事な んですよ。もともとおった人が都会に出てて、Uターンしてきた人たちが、まだ独身の人も結構農業やって ますけど、そういう方々のやっぱり支援をして残していくことの方がより効果的な投資だと私思うんですよ。 だから、東京生まれで東京育ちでという方がたまには成功する方もおられますけど、やはりどちらが定着率 が高いのかっていうのはやっぱり考えることも一つは頭の隅に置かれたがよろしいんではなかろうかと思っ ております。要望はできません立場でございますので、その辺のところは今後の農業振興と若者が残れる町 づくりを掲げる町であるならですね、十分考えていただきたいと思いまして、最後にお考え伺いたいと思い ます。

◎議長(橋爪 和彦君) はい、町長。

●町長(愛甲 一典君) 昨日、今回の健康で幸福な町づくりということをテーマに掲げるといいました。でも一方で、地産地消ということをですね、徹底してやりたいということも思っております。この辺が今回のこの4年間のキーワードに私はしていきたい取り組みなんですけど、先ほどはその外からという話もしました。それを刺激を与えて底上げという意味でいいましたけど、でも、この地産地消ということをしっかりと考えていくと、今地元におる人が、昨日はそういった企業の話も一緒やったですよね、地元の企業が元気になること、一緒だと思うんですよね。今の農家が、存在する農家が元気になることですよね、今おっしゃることは。そちらの方がはるかに対象者が多いわけですからね。で、そこをどうするか、確かにそのとおりと思います。ただ問題は、そういったときに、その公平性とか何とかかんとかのところを、どうまとめきるかということになると思います。対象者広いですからね。それから去年しとったらよかったのに今年からかとかですね、いろいろあると思います。でも、それは真剣にそれも含めて、今言われました親元就農とか、これを含めて十分に吟味検討した上で、議会にもある程度ご支援、理解いただくような形をとった上で提案したい、真剣に考えてみたいと想います。

◎議長(橋爪 和彦君) 11番、小見田議員。

○議員(11番 小見田 和行君) 我々農業者ばかりじゃないんでしょうけど、すぐ補助金補助金と言いますけど、やはり補助をいただいてやるにはやっぱりその受ける側の人材の育成をですね、教育、自立できるやっぱりそういう経営理念を持っていくための両方考えあわせて補助しないと、ただ補助金を流してものを与えるだけでは絶対だめです。だから、やはりあるのは根底にあるのは、その人の農業するときの哲学をで

すね、持つ人間を育てることがまず第一義だと思います。それらと合わせましてですね、今後農業振興に活 躍願うことを期待しまして終わります。

- ◎議長(橋爪 和彦君) これで11番、小見田和行議員の一般質問を終わります。
- ◎議長(橋爪 和彦君) 次に、14番、溝口峰男議員の一般質問を行います。14番、溝口議員。
- ○議員(14番 溝口 峰男君) もう時間がありませんので、単刀直入に行かしていただきます。小規模事業者の支援策についてお伺いしますが、平成26年の6月に小規模企業振興基本法が制定施行されております。小規模支援法が公布され、県も条例の見直しを行いました。しっかりとした県も支援策を打ち出しておりますが、町もこれに従いましてですね、しっかりとした対応が示されるような条例、そういったものを制定をいただいて、継続的に支援策を講じることができないのか、お尋ねをしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎議長(橋爪 和彦君) 町長。

●町長(愛甲 一典君) この小規模事業者をどう支援していくのか、農業にはさまざまな支援策があっていますけど、小規模事業者に対する支援は、昨日も利子補給とかいろんなものが、町もやっていますけどまだまだ足りない分があるというようなことから、この小規模支援法が国のほうでも制定されたと思っております。しかもこの小規模企業振興基本法、これについては、当町出身である松村先生のご尽力も相当あったということで認識をしているところでございます。いずれにしてもですね、これについて、今後どうしてかということについては、この後の溝口議員の質疑を受けながら議論させていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

◎議長(橋爪 和彦君) 商工観光課長。

●商工観光課長(恒松 倉基君) 小規模支援法につきましては、商工会が中心となりまして、地域の小規模事業者の課題をみずからの課題としてとらえて、小規模事業者による事業計画の策定を支援、その着実なフォローアップを行う伴走型支援というようなことでその体制を整備していくというようなことが一つの柱になっております。また、小規模事業者の活性化、地域の活力は表裏一体というようなことでございまして、市町村や地域の金融機関、大企業または中規模企業との連携強化、それから、地域産品の展示会開催等地域活性化につながる面も持ち合わせているというようなことから、小規模事業者の活動を徹底的に支援するというようなことも柱になっておるところでございます。この後者のほうにつきまして、町として支援ができないのかというようなことになろうかというふうに思います。先ほど、質問の中でもありましたとおり、県のほうでも中小企業振興基本条例というのを策定されまして、創業とか、事業承継の支援、経営強化、発展の応援、それから人材育成確保、商店街、地域資源活用の支援というようなことを柱として、条例化されておるところでございます。町のほうといたしましても、このいろいろな支援を商工会を中心として考えられていくところでございますので、それが地域の全体の発展につながるということであれば、町としても十分支援の必要が出てくるのかなというふうに考えております。どういう部分が町としての支援ができるのかということに関しましては、今後、商工会と連絡を密にしながら、その支援策について、検討させていただきたいというふうに考えております。

◎議長(橋爪 和彦君) 14番、溝口議員。

○議員(14番 溝口 峰男君) 昨日も申し上げましたけれども、小規模企業者と言われるのが553現在あるわけでありますが、ここの中にはやはり農業をしながら、事業を展開している人たちも何人もおられますですね。結局、6次産業化というのを非常に打ち出されて県も国もですけれども、やっております。そういったことがあって、一次産業二次産業三次産業そういった連携しながらあるいはまた農業しながらも加工し販売をして、そういう人たちが非常に多くなってきております。ですから端的に商工業を営む人達だけが

対象ではなくて農業も非常に大きな関係を持つわけです、このことは。基本的施策の中にはですね、やはり、 販路拡大事業も、この第14条15条にしっかりと謳われております。今回の基本法の中には。今、町が販路拡大事業にも一生懸命取り組んでいただいておりますが、そこでもう1点だけ確認させていただきたいのが、 販路拡大事業の条例が今現在あります。これは私はずっと読ませていただくと、当初、商工会が初めてやったんですが、今振興社がやっていただいてる。この条例といいますか、この補助金の交付要綱を見ていますと、これは申請主義のように私は見受けられるんです。だけど今はこの販路拡大事業はふるさと振興社にもすべて、もう丸投げみたいにこうやっていただいておりますが、ここではこの条文から行くとですね、 私はちょっとおかしいんだなと、ですから今回基本法が制定されて、こういった販路拡大事業もできますよって、やらにゃいけませんよっていう法律ですが、今度は商工会等がですよ、申請をこの補助金の要綱に従って申し入れをした場合、どのような対応ができますですか。

◎議長(橋爪 和彦君) 商工観光課長。

●商工観光課長(恒松 倉基君) この要綱によりますと、おっしゃるとおり申請主義というようなことで読 めると思います。ただ、この販路拡大事業につきましては、以前の件を調べてみますと、平成21年から確 か始まったものだと思います。これは中小企業庁の補助金をいただきまして、以前につきましては、商工会 のほうが中心になってですね、行ってきたというような事業でございますが、平成23年度で打ち切りとい うようなことになりましたもんですから、町のほうでその分を肩がわりして行ってきたというような事業に なります。その事業につきましては、ふるさと振興社に委託して行ってきたというようなことで、御指摘の とおりでございます。要綱のほうと見比べますと、確かに申請主義でございますので、他の団体が行うとい うことであれば、その団体に対しても、この要綱のまま読みますと、ほかの団体でもできるというようなこ とでございますので、どういうふうなやり方が適当なのか、この販路拡大につきましても、今後この支援法 の中にも出てきておりますので、どういうふうなやり方が適当なのかというようなことを考えていきたいと いうふうに思います。それからもう1点でございますが、地方創生の中の交付金のほうの事業といたしまし て、平成26年度に予算で、1,400万ほど計上させていただきました。実際の交付金は1,200万だっ たというふうにちょっと理解しておりますが、その分もふるさと振興社に出しております。こちらのほうは 販路拡大開拓というようなことでですね、国のほうのメニューにございましたもんですから、それを事業化 させていただいたというようなことになります。その辺を含めましてですね、今後、地方創生のほうでどう いうふうに進めていくのか、それから、この支援法のほうで、商工会と打ち合わせながら、こっちの支援法 のほうの販路拡大事業をどういうふうに進めていくのかということにつきましては、商工会と密な連絡をと りながらですね、検討させていただきたいというふうに考えております。

◎議長(橋爪 和彦君) 14番、溝口議員。

○議員(14番 溝口 峰男君) はい、商工会の役割というのは非常に大きくなっております。またしかしながら商工会には、経営を分析する専門家がしっかりとおります。ですからただ補助金ばかり流せばいいんじゃなくして、やはり補助金を流したところがですね、しっかりと継続して拡大できるように、それを指導するという人がおりますし、そうしていくことが大事なところであって、そのためには、やはり今までと私は補助金の流し方は変わってくるじゃないかと、大きく私は意味が違ってくるというふうに私は思うんです。今までの販路拡大の補助金の流し方とは違う。ですから私はやはりシフトを変えながらも、やはりしっかりとその補助金が生きていくようにですよね。やっぱり流せばいいんじゃなくしてその金がしっかりと活かされて、費用対効果が出るようにしっかりと商工観光課、農林振興課もこれはもう関係することですから、連携しながら今後の方策をしっかりと作っていただきたいというふうに思います。そして1点ですね、きのう申し上げたことがあるんですが、工場設置奨励条例ですね、昨日説明がありました。私この中にですね、一

項目やっぱり今後のことを考えれば、町の産業の振興と雇用機会の拡大に資するものとして、町長が特に認める事業の施設、この項目はですね、やっぱり入れていただきたいなと思うわけです。ですから、その辺の見直しもあわせてですね、私はこの今回の小規模とあわせてきのう申し上げた企業誘致の問題も、ひっくるめたところでこれは関係する部分がありますので、この条例の中身の精査をもう1回担当課でしていただくようなことができませんですかね。

◎議長(橋爪 和彦君) はい、町長。

●町長(愛甲 一典君) 今言われましたようにですね、小規模の事業の支援法ですね、振興基本法、こういうことが出てきて、そしてその中に販路拡大等々ですね。これが、制定されてきている中でですね、やっぱりこういう機会に今言われましたように、現在の町が行っている販路拡大事業等の中身をもっと見直しをして、よりこの成果が出るように条例の確認検討することは、これは私は大事なことだと思います。ですから、正直言いまして、この小規模企業振興基本法ですね、これをやっぱりまず私自身ももう少し頭の整理してみたいなと実は思っています。もちろんこういうことがあらあらは知っています。わかってきてますけど、もう少し本当にこの基本法が今言われましたように、あさぎり町の町の人にどういった面でこれを生かす面があるのかですね。それから逆に今行っている事業でこれが出てきたことで、どう逆にちょっと制度変更なり見直したらいいのか、そこの辺のところを確かに整理する必要があると思いますので、ここら辺のところですね、整理についてはきちっとやってみたいと思います。

◎議長(橋爪 和彦君) 14番、溝口議員。

○議員(14番 溝口 峰男君) 次に、職員が勤務中の公務外業務についてお尋ねをしていきたいと思いますが、職員がその勤務中に公務外の仕事をしている例えばあさぎり町の地域再生協議会、このことについては、先般の3月の議会でですね、公務外ということが言われました。そうであるということであればですね、地方公務員法第35条に、これは抵触するものであります。で、町長の職員給与等の支出負担行為は違法であるということはもう私も県に確認いたしましたが、町長は町にですね、この職員給与等の返還が私は望まれるじゃなくして、これはするべきだというふうに思うわけでありますが、そのあたりの見解をお伺いしたいと思います。

◎議長(橋爪 和彦君) 町長。

●町長(愛甲 一典君) はい、ただいまの御指摘の件ですけど、この件についてはですね。何度も、意見、 議論させていただいてまして、私たちの見解としてはですよ、現時点で町が判断して手続を行ったことにつ いては、それで、正しく実行されたということであります。以上でございます。

◎議長(橋爪 和彦君) はい、総務課長。

●総務課長(小谷 節雄君) はい、制度上の問題ということで若干私の方からもお答えしたいと思いますが、確かに地方公務員法第35条では、職務に専念する義務というのが謳われております。しかしその中で、これも十分議員は御確認いただいていると思いますが、法律または条例に特別の定めがある場合に限りこれを免除することができるというのも同じ35条の中に謳われております。その条例云々という部分は、あさぎり町の場合には、あさぎり町の職専免のその、免除する条例の中にですね、それを免除する規定を設けております。それを具体的にどういう場合がその職務専念義務を免除することができるかというのがまた、謳われておるわけでございますが、いくつかございます。地方公務員法の中でうたわれております裁判等での口頭審理の当事者、証人等で出頭する場合とか、あるいは特別職としての職を兼ねてその職に属する事務を行う場合等がございますが、もう一つ、職務に関連のある他の官公庁の職、その他団体等の地位を兼ね、その職または地位に属する事務を行う場合、これは何を言っているのかといいますと、この前の3月の議会でも申し上げましたが、俗に言う任意団体等ですね、の事務を行う場合には、職専免という制度を持ってですね、

その事務に従事することはあります。制度上可能でございます。そういった部分をここでうたってるんです が、逆に言いますとですね、今回のケースはですね、もう3月でだいぶやりとりをさせていただいておりま すので、繰り返しになりますが、そういった手続をとって職専免ということをやってですね、その許可を長 が許可をして職務専念義務の免除の許可を出して従事することは法制度上可能でございます。ただその手続 は今回はとっておりません。逆に言いますと、そういう手続をとったらば可能である業務であるということ です。ということはですね、確かに、地方公務員法の35条で言いますところの職務専念義務云々という部 分ではですね、もう前々から言われておるとおりややグレーゾーンであるというのは事実でございますので、 その点は前々から申し上げてるとおりでございます。そういった個別、今回御指摘のケースにつきましても ですね、一つ一つ個別に判断をするべき事案でありまして、先ほど町長が申し上げましたように、今回のケ ースはそういった事例でもある、言いたいことは、職務専念義務免除手続をとっていればですね、従事する ことが可能な業務、要するに、全く公務と切り離してですね、関係ない、そういった俗によく裁判等である のがですね、これはあくまで例でございますから、よしあしは別として、例えば勤務中に組合活動したとか、 そういうのはよく職務専念義務違反でという話になったりするんですが、今回のケースはそういうことでは なくて、職務に関連する業務であるけれども、そういう手続がとられていない、そういう業務であるという 観点からですね、職務専念義務免除の可能である業務、そういう観点から、個別の案件として判断した場合 に、議員が指摘されるような、給与支出負担行為についてのですね、長の返還とかいう、そこまでの要請が 高いものというふうには私どもは判断をしなかったということでございます。

- ◎議長(橋爪 和彦君) 14番、溝口議員。
- **○議員(14番 溝口 峰男君)** 苦しい弁明が続いてますが、この中で教育委員会がですね、前回もお尋ね したら、この団体がこれだけあって、すべて公務としてこの業務は扱ってるということでしたが、間違いな いですか。
- ◎議長(橋爪 和彦君) 教育課長。
- ●教育課長(甲斐 龍馬君) はい、お手元の資料の5ページのほうに、教育課内に事務局を置く任意団体ということでお示しをいたしております。細部にわたりますと一応24、団体ございますけれども、これを大別しますと、大きく7団体ほどに分かれることができます。これらの団体につきましては、町の施策の推進を補完する役割を担っているという観点、それと町の行政需要にこたえるため、この団体に対する事務については、その活動を支援してきたという経緯がございます。そういったことも踏まえまして、法的にどうなのかという明確な答弁はできませんですけれども、現段階におきましては、公務ということで判断をいたしております。なお、総務課の統一見解を持ちまして、今後の対応については検討させていただきたいというふうに考えております。以上です。
- ◎議長(橋爪 和彦君) 14番、溝口議員。
- **○議員(14番 溝口 峰男君)** 総務課関係それから農林振興課ありますが、これで公務でないとして考えている団体があるんですか。再生協議会以外。再生協議会は公務外ともう明言されてますから。
- ◎議長(橋爪 和彦君) 総務課長。
- ●総務課長(小谷 節雄君) はい、まず総務課2団体と申しますか、上げております。これにつきましては、俗にいうグレーに近いというふうに認識をしております。現実的にはこれもう既にもうやりとりの中でずっと言っておりますとおり、この団体も含めまして、そういった状況にあるというのは事実でございますが、現段階で公務だ、公務でないという最終判断はしていないのが事実でございますが、例えばここで法人格の有無というのに三角という形でつけさせてもらっておりますが、欄外の一番下に書いておりますけども、これは全国組織とかがある組織でございまして、そこは法人格を正確に持っておられます。ということで、そ

ういう意味ではこの法人格の有無がですね、ここでいう団体の部分については持っておられませんが、そういった上部組織との関連等も含めまして、ここに三角をつけさせていただいております。ということで、これは正直なところグレーゾーンにあるということで、具体的にはもうこの団体とはですね、ちょっと、協議をやらせていただいている段階でございます。

- ◎議長(橋爪 和彦君) 農林振興課長。
- ●農林振興課長(片山 守君) はい、農林振興課分についてお答えしたいと思います。3ページでございますが、町事務との区分の可否のところで丸をつけておりますが、この部分についてはですね、教育委員会と同様に困難という形に変えていただければと思っているところでございます。先ほど教育委員会のほうは、公務として考えているということでございました。農林振興課の分につきましても、今回の件を受けていろいろな判断をしながら、先ほど総務課長が言いましたように、グレーでありましたので、その部分についてはまだ決裁等を受けておりませんので何とも言えませんが、農林振興課のほうでは困難という部分については、公務で位置づけられないかなというふうに今考えているところでございます。
- ◎議長(橋爪 和彦君) 14番、溝口議員。
- **○議員(14番 溝口 峰男君)** それならこの再生協議会も困難ということで、その公務として取り扱うという話になるんですか。
- ◎議長(橋爪 和彦君) 農林振興課長。
- ●農林振興課長(片山 守君) はい、県の見解によりますと、当該団体任意団体の業務を地方公共団体の事務と同一視して差し支えないものであることが明らかにされれば、公務でいいということでございまして、この部分については、全国組織もございますし、国の要綱とかにもあるものでございますので、町長決裁を以てですね、公務に位置づけるということにしたいと思っておりますが、まだその部分については総務課等の統一見解出ておりませんので、その後になるのかなと思ってるところでございます。
- ◎議長(橋爪 和彦君) 14番、溝口議員。
- ○議員(14番 溝口 峰男君) 私は3月の議会でもですね、これは公務として認めるべきじゃないですかっていう話をずっとしてきましたが、公務外だということで、ところが今回は見直して公務として位置づけると、私は非常にですね、やり方がおかしいと思うんですよ。そう思いませんか。何が変わったんですかほんなら。総務課長。
- 〇議員(14番 溝口 峰男君) 総務課長。
- ●総務課長(小谷 節雄君) これも繰り返し申し上げてると思いますが、先ほど農林振興課長も申し上げましたけども、県との協議をやっていく中で、基本的な考え方は、県のほうで出していただいております。これは法解釈も含めてでございますが。その中で今後はあさぎり町として、今やっておりますのは、さきほどちょっと農林振興課長触れましたまず公務として位置づけられる団体を整理する、その根拠となるものは、基本任意団体の場合は公務でないというベースがございますが、その中で、公務として位置づけられる判断をするベースとしてですね、公務と密接な関係があって、国の要綱等も含めましてあるいは県の要綱等も含めましてですね、そういったものがあるかないか、そしてそういうことをトータル的にですね、トータル的に判断をして、町のきちんとした手続をとる、俗にいう決裁ですね。内部的に協議をして決裁をとって、そしたらばその以降ですね、それからは公務としてみなす、その協議を検討していくということを申し上げていると思います。それにできない場合には今度はさっきちょっと触れました職務専念義務免除という手続もとることが可能である。その二つの案と申しますか方法ですね、3月も申し上げたと思います。先ほどの農林振興課長も申し上げましたが、そういった手続をこれから今までずっとこういった場面でやりとりをさしてもらっておりますし、県との協議もやってる中で、そういったものを整理して町の考え方を整理した上で、

それぞれの団体をですね、さっきお示しをしております団体の中身を確認をして区分をしようと、それをしていきますということで以前も申し上げてきたと思います。それをやった上で公務に位置づけられる団体は、公務に位置付けようということで申し上げております。これはずっと同じことを何回も申し上げているつもりでございます。以上でございます。

◎議長(橋爪 和彦君) 14番、溝口議員。

○議員(14番 溝口 峰男君) 前回も教育委員会はもうもともと公務として位置づけているということでしたし、農林振興課のこの団体もすべて職員の事務分掌の中に入れ込んであるわけですよね、実際。ただ80万が出てきて損害賠償が出てきたから、自分たちが責任とりたくないから、公務外として位置づけたと、そういうふうに私は思うんです。今回、もうどうにもこうにもならんから、これは3月県も公務としての性格を有しますよということは、県も言ってるんですよ。それはこのあいだも話しましたけどね。そのときそのときでその都合によってね、責任逃れのような解釈をしていくなんてことは、私はすべきじゃないと私は思うんです。もう少しやっぱ法令遵守、しっかりと事務分掌にうたってるんだったらそのことはやっぱり職員にもしっかりと仕事させてるんだから、公務として認めると、それだけしっかりとしなさいと、補償もついてるんだから、1回1回職専免を出すなんてこんなことやっとったって仕事できますか、実際。もう少しその辺は統一した見解をもって、コンプライアンスの中でやっていただかないと職員の仕事できませんよ、しっかり。ところで、再生協議会の会計報告あたりはもう全部県に提出しなきゃならんわけでありますが、どういうような状況になっておりますか。

◎議長(橋爪 和彦君) 農林振興課長。

●農林振興課長(片山 守君) はい、県のほうと相談いたしまして、80万円の分はですね、再生協議会の 通帳は通りましたけれども、決算のほうには上げないということで県のほうに報告しているところでございます。本日再生協議会の総会がございますが、その中でもそういった形で報告する予定でございます。

◎議長(橋爪 和彦君) 総務課長。

●総務課長(小谷 節雄君) はい、その都度答弁を変えているというような御指摘でございますが、私、今 回この問題が出ましたあとの会議録を全部確認をしております。確認をしたつもりでございます。そして先 ほど申し上げたこともですね、前回申し上げたことと変わったことを申し上げたつもりはございません。も う1点、職専免も含めまして、こういった任意団体の事務の取り扱いについてはですね、県も含めまして、 全国至る所でいろんな問題といいますか課題、今御指摘のような課題が出てきております。その中で、非常 にどこも苦慮されております。熊本県につきましても、先ほど言いました3段階のやり方ですね、任意団体 の事務を公務として位置づける、職専免に位置付ける、それも数年前ですね、県もそういった方針を出され まして、そういったパターンというか、そういった中で各団体の整理をされてきております。具体的に言い ますと、数年前になりますけども、例えば昔の県事務所にございました体育協会とかですね、そういった部 分を、県の教育委員会が持っておられたあるいはその他の団体でもっておられたケースもあったかもしれま せんが、そういった部分をどうするとか、例えば、あくまでも一例ですけども、そういった部分もかなり県 のほうも御苦労されてですね、整理をされております。ですから、うちがこれまでこういった状態であった ことは事実でございますから、それを見直しをさせていただきたいということは、前から申し上げていると おりでございますが、ほかの団体さんについてもですね、そういう中で、苦労されてですね、いろいろやっ ておられる、これはもう全国見て頂ければもう幾らでも出てまいります。そういった中で、ずっと答弁を申 し上げておりますので、答弁を使いわけているつもりもございませんし、きちんとその流れとしてはですね、 同じ流れて申し上げているつもりでございますので、これまでそうだったというのは事実でございますが、 何とかそれをですね、今後整理して御指摘のようなことが今後ないようにですね、改善をしたい、そういっ

た意味での今日お示しをしております団体の見直しについてはですね、やれる範囲でやりたい、やれる範囲と申しますか。これは相手方もございますので、議員が御指摘のようにたいへん問題が大きいものがあるのは事実でございますが、そこは何とかやらしていただきたいというのが、現時点での答えでございまして、これまでも申し上げてきたつもりでございます。

- ◎議長(橋爪 和彦君) 持ち時間あと33秒です。14番、溝口議員。
- ○議員(14番 溝口 峰男君) はい。それでは80万は抜いて決算報告をするということは、普通だったら偽装ですよね。本来、通帳に入ってるんだったらそれをすべて決算書に上げて報告するべきものがしないわけですから、偽装した決算書を作って県に報告するということになると思います。それとあわせて、今後の規約の見直し、代表の見直しを指摘してきておりましたがどうなりますか。
- ◎議長(橋爪 和彦君) はい。農林振興課長。
- ●農林振興課長(片山 守君) はい、偽装と言われましたが、その部分を抜いてということでありまして、今回の再生協議会の事業に関しては、関係のないお金でございますので、それを抜いて報告したということございます。それと、御指摘の再生協議会の役員の見直しについてはですね、先般の再生協議会の役員会の中で御指摘のとおりといいますか、まだ今日が総会でございますので、決まっておりませんが、役員会の中で農林振興課長や農業委員会の事務局長を会員にするのではなく、町長と農業委員会の会長を会員にするという形でですね、提案する予定でございます。役員会の中で決まりまして、本日の総会に提案する予定でございます。
- ◎議長(橋爪 和彦君) はい。持ち時間がございませんので、これで14番溝口峰男議員の一般質問を終わります。これで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時10分 再開 午前11時20分

- ◎議長(橋爪 和彦君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。次に12番、奥田公人議員の一般質問を行います。12番、奥田議員。
- ○議員(12番 奥田 公人君) 12番、奥田公人です。最後の一般質問になりましたけども、ただいまから、先般通告しておりました内容につきまして、一般質問を行います。今回は、あさぎり町温泉施設の運営について質問させていただきます。平成26年度先導的低炭素循環自然共生地域創出事業のうち、グリーンプランパートナーシップ事業が取り組まれてきましたが、この都度結論が出され、厚生常任委員会に報告がありました。その中で、あさぎり町が持つ木質バイオマス燃料の規模から考えると、木質バイオマスボイラーの導入が地元にとって最も適しているとコメントされており、あさぎり町温泉施設にとっては、木質バイオマスボイラーの導入は、必要不可欠と確信しました。最初に、木質バイオマスボイラーについては、平成25年7月3日から4日にかけて、厚生常任委員会と福祉課、農林振興課も同行していただき、熊本県南関町、福岡県糸島市、佐賀県唐津市、佐賀県鳥栖市を視察研修し、木質バイオマスボイラーは燃料代が重油の6分の1で済むといったメリットも知りました。また、あさぎり町議会の研修の平成26年10月8日から11日の研修においても、10月9日には北海道の下川町におけるふるさと開発振興公社研修においてバイオマス産業の研修を実施し、木質バイオマスボイラーの有効性について学んでまいりました。あさぎり町においては、温華乃遥温泉とヘルシーランドの二つの温泉施設があり、いずれも重油ボイラーで運営されており、木質バイオマスボイラーへの更新が必要と思われますが、木質バイオマスボイラーの導入について、町としてはどのような検討がなされているのか伺いたいと思います。

◎議長(橋爪 和彦君) 町長。

●町長(愛甲 一典君) はい。温泉施設の加温にですね、木質バイオマスを今後どうしていくかというところの話でありますけど、ここ数年ですね、さまざまな木質バイオマス、いわゆる木材を燃やしたり、あるいはチップ化して燃やしたり、いろんな角度から検討を続けてきております。これが今後だんだんと性能あるいは技術的にレベルが上がってきてですね、いずれか採算ラインに到達してくるものと期待をしながら、町は検討しておりますが、まず今現在の状況をですね、検討状況を担当課のほうから説明を申し上げたいと思います。

◎議長(橋爪 和彦君) はい、福祉課長。

●福祉課長(小見田 文男君) これまでの経緯は今奥田議員のほうから申されたとおり、私も、平成25年度に厚生常任委員の議員さんと一緒にですね、先進地の研修に行ってまいりました。それからまた、25年度に熊本県の県南広域本部が行います木質バイオマスボイラー導入検討会、これにも参加しております。その中でもですね、やはりあの燃料費についての効果は十分にあるということは私も認識しております。ただですね、機種の選定とか、設備投資費、それからランニングコストの観点から、どうもやはりなかなかまだまだ検討しなければならない項目がいっぱいあるということで、26年度の事業で先ほど申された事業で取り組みました。これは、公益財団法人観光協会の補助でございまして、ほとんどがもう100%の補助でございました。要するに、まずはその機種の選定とかですね、ランニングコスト、それから設備投資、それと1番心配するのは、木質の材料の安定供給という観点から、この調査を行ったところでございます。検討内容は五つございまして、先ほど申しましたとおり、1番やはりネックになるのが木質チップの長期安定確保の件と、それから2番目が、これも申しましたけれども木質バイオボイラー導入時の環境性、それから経済性の評価、それと、このチップを燃やしますと灰が出ますので、それの利用用途の検討、それから対象施設に適した木質バイオボイラーの選定、それから今後の事業の計画等を検討してまいりました。今現在はそういうところでございます。

◎議長(橋爪 和彦君) 12番、奥田議員。

○議員(12番 奥田 公人君) 重油80円のときに、木質バイオマスボイラーを導入したら、ヘルシーランドで年間65万円、温華乃遥温泉で年間157万円の経費削減になると調査報告が挙げられておりますけれども、これはどのような計算方法でなされたのか、知っておられたらお知らせいただきたいと思います。資料を見てみますと、年間のランニングコストが、ヘルシーランドと温華乃遥温泉ではかなり違うわけですけれども、この点はどういうふうになっているのか伺いたいと思います。

◎議長(橋爪 和彦君) 福祉課長。

●福祉課長(小見田 文男君) はい、この報告書の中に試算というところで上がっておりますけれども、その施設施設にですね、条件が違います。岡原の場合はですね、特に温泉の温度が低うございますので、それだけの重油がかかっておるということも鑑みまして検討しておりますけれども、まず、再生可能エネルギー木質バイオマスですね、それも幾つもの種類がございます。生チップそれから乾燥チップそれからペレットですね。それと薪、いろいろございますけれどもその中で検討してまいりました。その中でも1番その今奥田議員が申された効果ですね。温華乃遥では157万4,000円、ヘルシーが64万9,000円という効果が出ておりますけれども、やはりその施設の能力等が一番関係してこの温華乃遥とヘルシーの差が出ていると思います。それと、やはり木質バイオマスボイラーに変えた場合、完全にボイラーだけで運営できるわけではございません。やはり、朝の1番のときとそれからお客さんが1番多いときは、今使っております既存の重油ボイラー、これを併用していかなきゃなりません。そういう観点から、やはり温華乃遥のほうが経費がかかっていく、ランニングコストもかかっていくということでございます。それと、木質バイオマスボ

イラーになった場合は、灰の処分とかメンテがやはり重油ボイラーからすれば高額になってくるという観点でございまして、今現在、削減効果が温華乃遥で150万程度、それからヘルシーランドにおいては64万程度ということでございます。

- ◎議長(橋爪 和彦君) 12番、奥田議員。
- ○議員(12番 奥田 公人君) はい、わかりました。あさぎり町には温華乃遥温泉とヘルシーランドの二つの温泉施設がありますけれども、できるならば有効な補助事業を受けていただいてですね、同時に二つの施設を木質バイオマスボイラーに更新してもらいたいと提案したいのですがいかがでしょうか。
- ◎議長(橋爪 和彦君) 福祉課長。
- ●福祉課長(小見田 文男君) はい、これもですね、厚生常任委員会の時も申し上げたかもしれませんけれ ども、昨年、町長のほうの施政方針の中でも申されておりますけれども、26年27年で、今三つの温泉施 設がございます。そういうところの方向性を27年度中期までには、方向づけを決定したいということを申 されております。そういうところで、今後のこの三つの温泉についての方向性を決めて、それから次年度以 降ですね、どうするかということにしていきたいと考えております。
- ◎議長(橋爪 和彦君) 12番、奥田議員。
- ○議員(12番 奥田 公人君) 次に、木質バイオマスボイラーを導入するとしたら、燃料となる木質チップの長期安定確保が必要となりますが、その点は大丈夫でしょうか、伺いたいと思います。
- ◎議長(橋爪 和彦君) はい、福祉課長。
- ●福祉課長(小見田 文男君) はい、この調査の報告書の中にも書いておりますけれども、1番あさぎり町の温泉施設を木質バイオマスボイラーに変えた場合には、やはり乾燥チップのボイラーが1番適しているんじゃないかという観点からですね、町内の製材業者等の検討をしてまいりました。チップ供給の価格的にも適しているということでございまして、供給可能な量を現在のところ1年間に生チップが3,000トン、それから、乾燥チップが3,000トンということでございます。今現在の試算では、ヘルシーランドで乾燥チップにおきましては、260トンです。それから温華乃遥におきましては474トン、高山もした場合には28トンということで、合計の762トン、そういうところでございまして、この3施設分を合わせましても、供給的には十分可能であるということの調査報告をしたところでございます。
- ◎議長(橋爪 和彦君) 12番、奥田議員。
- ○議員(12番 奥田 公人君) 供給可能ということですけれども、北海道の下川町においてはですね、木質原料製造施設を有しておりまして、木質原料資源の確保から、原料製造1日15.9トンを確保しておられました。木屑製造には自走式木材破砕機が使用されておりまして、この木材破砕機は平成20年度に林業林財産業構造改革事業と木質バイオマス供給施設整備事業の補助事業2分の1を受けて購入され、価格は約4,000万程度と聞いております。1トン当たりのチップ代は約1万6,000円程度で生産できると聞きました。あさぎり町においては、このような木材原料製造施設まで整備される計画はないのかお尋ねしたいと思います。
- ◎議長(橋爪 和彦君) 町長。
- ●町長(愛甲 一典君) ここのところは、今後ほかにもバイオマス発電等々いろいろ検討が民間ベースで検討されているように聞いています。ですから、そういったところが売電価格等の採算ベースに乗ってきたら、当然民間の製材業者の方々がですね、そういうのを導入されて、供給体制が行使されると、こういう形が最も妥当な形だろうと思うんですよね。だから町で4千万て言われましたけど、それの設備をですね、導入してまでするのは非常にやっぱり、先ほど、その年間両施設合わせても200万ぐらいですか、効果が。ですので、それではちょっと償還も難しいと、ちょっとまだ細かくは考えてませんけどね。そういう状況であり

ますので、あくまでもこれは民間ベースのですね、供給を待ったほうがいいんじゃないかというふうに私は今そういうふうに思っております。

- ◎議長(橋爪 和彦君) 12番、奥田議員。
- ○議員(12番 奥田 公人君) 次の質問に移りたいと思います。ヘルシーランドにおいては、浴槽のリニューアル等が必要と言われておりまた空調施設も更新が計画されているようですが、何年度にどのような事業を検討されているのか伺いたいと思います。
- ◎議長(橋爪 和彦君) 町長。
- ●町長(愛甲 一典君) 具体的に質問をいただいてますけど、少なくとも今の状況は、ヘルシーランドの温泉施設のほうがですね、御指摘のとおりに、非常に修理が増えてきております。ですからそう長くないうちにですね、これはやっぱり改修なりの検討をすべき時期にもう来てます。タイル等も相当傷んでいる全体的に設備が傷んでいるという状況ですね。じゃいつごろどうするかということでありますけれども、ここはですね、先ほどから話になってますように、やっぱり温泉施設を今後どうしていくのかということにつきましては、このたびの所信表明の中でも述べましたけども、今年、来年3月までということでよろしいんですが、これは慎重に温泉のあり方をまず方向を考えてみたいと思います。これはもうそれぞれの温泉がある地区の皆様方のいろんな思い、意見もしっかりと聞く必要があると思いますから、それも行いながら進めていきますけども、まず、やっぱり温泉をですね、どういうふうにそれぞれの温泉を位置づけするのか、というところをしっかり考えた上で、並行してそういったその設備の更新等は、一定の考え方を見つけてみたいと案を出してみたいとこういうふうに思っています。ですから、まだ今の段階でですね、ちょっとこの時期でっていうのは、少しまだ出せる段階ではない、もうそういったことを検討する時期に来ているということは、そのとおりということで、今日のところはお答えとさせていただきます。
- ◎議長(橋爪 和彦君) 12番、奥田議員。
- ○議員(12番 奥田 公人君) ヘルシーランドの正面にあります木工加工館等の施設が現在使われておりませんけれども、いつも見て通っておりますけどもったいないなと思っております。あの施設を簡易宿泊施設として、改良できないか伺いたいと思います。
- ◎議長(橋爪 和彦君) 町長。
- ●町長(愛甲 一典君) はい。一つの選択肢ではないかと、私もあの施設を見ながら思っております。まだその内部的に具体的に検討したわけではございません。そこで、いろいろまだまだ、木工あるいはその他の施策等に使えているわけでありますけど、でも今奥田議員が言われた簡易的な宿泊施設としてのこの考え方は、これ一つの検討課題だと私も思っております。ただですね。一方で、グリーンツーリズムの宿泊施設等も含めて、いろいろあります。町のほうにもそういった旅館業の方もいらっしゃいます。ここら辺がですね、民営圧迫になるのかならないのか、ということも慎重に考えてみる必要がある。ただそうは言っても、今後幸福駅とか、いろんな取り組みですね、薬師さんとか含めて、観光面では相当力を入れていきたいということでありますので、そういった方々のためにも、なんかこうプラスになるような仕組み等を考えながらここの活用について、宿泊施設が一つ考えられますので、これは一つの案としてですね、今日はしっかりと受けとめさせていただきたい、私はそういうふうに思っております。
- ◎議長(橋爪 和彦君) 12番、奥田議員。
- ○議員(12番 奥田 公人君) 是非前向きで御検討お願いしたいと思います。また町長は以前からふるさと物産館の売り場をヘルシーランド内に移転したいと言っておられましたが、その後の計画はどうなっておりますか。また、物産館で実施していた食堂業務もヘルシーランド内で一緒に行いまして、食事のメニュー等もふやしてもらったらもっと良くなるんではないかと思いますけどいかがでしょうか。

◎議長(橋爪 和彦君) 町長。

●町長(愛甲 一典君) はい。まず売り場ですね。売り場が、温泉のほう、ヘルシーランドにある、それから、ふるさと振興社のほうにもある。これはできるだけ早く一本化したほうがいいんじゃないかというふうには思っております。ただ、これもですね、もしですよ、そのリニューアルとなってくるとまた中途半端になるんで非常に今そこのところですね、当初は早く持っていってと思ってましたけど、タイミング等々ですね、今、もう少し検討が要るなと思ってます。でもここんところですね、私今日の段階では、私は思いとしてお伝えしたいのは、やっぱり一本化したがいいであろうと、その方向で真剣に検討してみたいということをお伝えしておきます。ただ、今の段階でじゃいつからするかっていうのは、今後の先程言いました温泉施設のあり方がありますので、そのタイミングを考えて実施時期については、お答えを出したいと思っています。本当は早くしたいなという思いはありますけど、並行してですね、この一本化については検討を進めたいと思っております。

◎議長(橋爪 和彦君) 町長。

- ●町長(愛甲 一典君) 食堂につきましては、こちらの振興社にありましたけど、今は向こうはもう行っておりません。体験食坊ということでやっておりましたけどですね、今はもうそこはやっておりません。ですから、現在の食堂として現時点でも一つという状況でございます。
- ◎議長(橋爪 和彦君) 12番、奥田議員。
- ○議員(12番 奥田 公人君) 以前から町長は餃子のことについても取り組まれておりましたけれども、なかなかヘルシーランドの食堂で餃子が出てくることはありませんので、ぜひヘルシーランドの食堂ですね、もうちょっと活性化していただいてメニューをふやしてもらえればと日ごろから思っております。
- ○議員(12番 奥田 公人君) 次の質問に移りたいと思います。温華乃遥温泉は燃料費が高いことなどから、経営が厳しく町長は社会福祉協議会の拠点施設に移行したいと言っておられますが、もうそろそろ方向性を決める時期に来ていると思います。具体的な計画があるのならば教えていただきたいと思います。

◎議長(橋爪 和彦君) 町長。

●町長(愛甲 一典君) はい、ここですね、前にも提案いただいたですよね。ここの活用については、健康スポーツ関係があるということをたしかいただいていると思いますけど、ただここもですね、もう同時平行ですよね、今テーマに上げておりますように、ヘルシーシーランド温華乃遥温泉両方とも並行して、方向性を一緒に示したいと思っておりますのでまだその温華乃遥温泉を先にこうということについてはですね、まだまだ考えついておりません。あえていいますとですね、仮にですよ、これヘルシーランドが改修するということになったとします。なったとしたらですね、その間は岡原温泉でしばらくということも考えないかん場面になるかなと思ったりするんですね。ですから非常にどういうふうな手順でどうやって行っていくのかということも含めて考えなければなりません。ですから、やっぱりこのこちらを仮に改修一部するとしても、その時止めたら、当然岡原温泉にしばらく行ってくださいということになりますので、そういった流れを整理しながら、町民の皆さん方の利便性をできるだけ損なわないように行っていくということになります。ですから、ここのことについては、もう少しそこも含めて、検討していっている段階だと、またそうしていこうと検討していこうと思ってます。

◎議長(橋爪 和彦君) 12番、奥田議員。

○議員(12番 奥田 公人君) 次の質問に移りたいと思います。町長は所信表明の町長三期目の決意として、健康と幸福の二つを上げておられる団塊世代の高齢化に伴う医療費や介護費用をいかに抑えるかが国の大きな課題となっていると言っておられますが、健康維持し体力アップすることが大きな要望の一つだと思います。そこで、温華乃遥温泉を健康づくりの拠点施設として考え、以前私が提案いたしましたスポーツジ

ム等の施設は検討されていないのかどのように、この前の一般質問で検討されたのか伺いたいと思います。

◎議長(橋爪 和彦君) 町長。

●町長(愛甲 一典君) はい、9月議会でしたかね。奥田議員から、この温華乃遥温泉の今後の活用の一つとして、スポーツジムとか、健康に資する使い方はどうでしょうかという提案をいただきましたよね。実はそのことはしっかりと頭に入れて検討しています。一つのイメージをしながらですね。健康づくりを今回行うということは今出してますので、少なくともですね、どこかでやっぱりこう、健康にする、体力アップとか、自分の一部体の機能が弱いところをリハビリ、リハビリとは言いませんけど、ちょっと元気付く場所にするとかですね。あるいはもっと言えば、女性の方がちょっと来てですね、頑張って、スリムアップをやっていただける、そういうことも含めて、何かその健康増進しましょうというシンボル的なですね、場所建屋は絶対必要だと私も最近ずっと思っています。そういうことで考えていきたいと思いますが、温華乃遥温泉でそれやるかというところはまだまだ決めてどうのこうのという場面じゃないですよね。ですから、奥田議員が言われたそのイメージはしっかり受けとめて、役場の中でも一つの策として、今内部検討はしてますけど、まだまだ、さきに申し上げましたように、両方の温泉ともう一つ深田にもありますけど、これトータルで示したほうがいいと思いますので、その活用の具体策についてはですね、もう少し時間をいただきたいと、しかし提案の内容はしっかり受けとめておりますということでお答えいたしたいと思います。

◎議長(橋爪 和彦君) 12番、奥田議員。

- ○議員(12番 奥田 公人君) 温華乃遥温泉はですね、入湯施設だけで単純な経営をやっておりますけども、できるだけ健康に関して、付加価値のついた温泉施設にしていただければ、もうちょっと利用もふえるんではないかなというふうに思っております。さきの一般質問でも言ったかもしれませんけれども、機種を整備するにはかなりの金額がかかると予想されますけれども、聞いたところによりますとですね、今はリース事業も取り組まれているそうですので、ぜひ前向きの検討をお願いしたいと思います。
- ○議員(12番 奥田 公人君) 次の質問に移りたいと思います。温華乃遥温泉は皮膚病に効果があり、夏場などはあせも等に特に有効との評判で、入浴客も県外など遠くからの客も多いと聞いております。1日平均約258人程度の入浴客もある大切な温泉です。ぜひ入浴施設は、時間を午後だけにするなどの制限をしてでも残してほしいと思います。また食堂業務等も導入して町長が考えておられるような薬膳料理等のヘルシーな食事を提供してみたらいかがでしょうか、伺いたいと思います。

◎議長(橋爪 和彦君) 町長。

- ●町長(愛甲 一典君) かなり具体的に提案いただいてますけど、これのことにつきましてもさっきから大変申しわけないんですけど、トータルでやっぱりお示ししたいということでありますので、今の提案も含めてですね、しっかりと検討させていただきたいというふうに思います。
- ◎議長(橋爪 和彦君) 12番、奥田議員。
- ○議員(12番 奥田 公人君) 温泉施設は入湯料だけでは運営は大変厳しいと思います。そこで何らかのですね、やはり別の事業を取り組んでいく必要があると思いますので、ぜひ前向きの御検討をお願いしたいと思います。最後の質問に移ります。先ほども申しましたが、温泉施設の運営は入湯料だけの収入では大変厳しいと思います。ヘルシーランドの年間入湯料は、8万9,180人で、1,812万6,641円。温華乃遥原温泉は8万5,730人で1,756万3,260円となっています。支出合計から差し引きますと、ヘルシーランドで3,025万2,240円の欠損がでますが、町からの指定管理受託金が、3,123万9,000円入りますので、何とか運営ができています。温華乃遥温泉では、4,158万3,990円の欠損が出ますけれども、指定管理料がですね、4,299万1,000円入りますので、何とか両方とも100万程度の黒字が出ていると聞いております。合計額7,423万円の指定管理料は大き過ぎると思います。そこ

で、長年据え置きになっている入湯料の見直しもやむを得ないのではないかと考えます。例えば、単純に100円値上げするとしましたら、ヘルシーランドで891万8,000円、温華乃遥温泉で857万3,000円の合計1,749万1,000円余りの収入増となります。となりますと、指定管理料もその金額分は減額できる計算になりますけども、入湯料の見直しは考えられないのか伺いたいと思います。

◎議長(橋爪 和彦君) 町長。

●町長(愛甲 一典君) はい。タイミング的にですね、これからそのどういうふうにするかっていうことを町民の皆様にお示しするということで、所信でも出してますので、出していきますけど、この段階でそれをどう出すかどうかというのは非常に微妙なとこだなと思ってます。ただですね、回数券とかですね、非常に割安なものも発行してますので、近隣町村の価格ですね、入浴代等含めてよく見直しして若干なりともですね、余りにも、その過剰、過剰とはいいませんけど、低価格で提供してる部分等についてはですね、ちょっとこれは少し見直しができるかなと思っております。いずれにしても、今の段階で現在の一般のですね、入浴価格を改善するかどうかについては、一つの今日の質疑として受けとめますけど、今現在私が考えるのは少しタイミングとしてもちょっと難しい場面があるかなというふうに思ってます。ただ、若干なりともですね、見直せる部分については検討してみたいと思います。先ほど共通の回数券とかいろいろありますからですね。そういうふうに思っております。

◎議長(橋爪 和彦君) 12番、奥田議員。

- **○議員(12番 奥田 公人君)** 両方の施設とも赤字経営で、ややもすると閉めなければならない状態ですので、温泉の状況をですね、お客様にも十分理解していただいて、値上げも理解してもらう必要があると考えますけれども、球磨人吉の温泉施設の入湯料を調査されていたら教えていただきたいと思います。
- ◎議長(橋爪 和彦君) 福祉課長。
- ●福祉課長(小見田 文男君) 詳細には調査をしておりませんけれども、大体人吉球磨管内、高いところで 500円とかですね、家族風呂は別ですけれども、通常のうちの310円に対する入浴料ですけれども、500円から410円のところが多ございます。多良木がうちと一緒ぐらいですかね、そういうところでございます。
- ◎議長(橋爪 和彦君) 12番、奥田議員。
- ○議員(12番 奥田 公人君) はい。なかなか厳しい状態ですのでですね、入湯料の見直しもぜひ検討していただきたいと思います。あさぎり町には二つの温泉施設があり、いずれも重油ボイラーを使用しておりますが、燃料費の出費が非常に大きく赤字の要因となっています。1日も早く木質バイオマスボイラーの導入を図り、燃料費を少しでも減らすことと入浴料の見直しを検討していただいて、少しでも経費の削減を図ることが必要と考えます。町長の英断を信じ、私の一般質問を終了いたします。
- ◎議長(橋爪 和彦君) これで12番、奥田公人議員の一般質問を終わります。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。
- ●議会事務局長(坂本 健一郎君) 起立。礼。

午後 0時00分 散会